

【意見を募集します】

水道事業総合計画（案）

市立学校適正規模・適正配置基本方針（案）



募集期間

9月3日(月)

～10月2日(火)

水道事業総合計画とは

この計画は、水道事業の計画的な運営のために、市総合計画の一端を担う目的で策定するものです。平成19年度下期から平成29年度末を計画期間として、これからの水道事業の目標とその実現に向けた具体的な施策を明確にした、中・長期的な指針となります。

市立学校適正規模・ 適正配置基本方針とは

全国的に少子化が進展する中で、本市においても児童・生徒数の減少が進んでおり、教育条件や教育環境の不均衡のほか、教育効果への影響が懸念されています。

この計画は、児童・生徒にとってよりよい教育条件や教育環境の整備を図ることを目的として、本市の小・中学校の適正規模・適正配置の基本方針を定め、義務教育における学校間の格差の解消を図っていくための基本的な考え方を取りまとめたものです。

○意見を提出できる人

- ・市内に住所がある人
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人・法人・団体
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する人
- ・市内の学校に通学する人

○計画の閲覧

それぞれ末尾の担当課，総合事務所地域行政課，南支所，埴生支所，公園通出張所，厚陽出張所で閲覧できます。

※市ホームページにも掲載しています。

(<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>)

※「市立学校適正規模・適正配置基本方針（案）」については，配布も行います。

○意見の提出方法

郵送，FAX，持参またはE-mailで提出してください。（口頭および電話での受付はいたしません。）また，書面の様式は任意としますが，案件名，住所，氏名（ふりがな）または団体の名称，代表者氏名，事務所の所在地および電話番号を明記して提出してください。（住所・氏名等が公表されることはありません。）

○意見等の公表

いただいた意見等については，内容を検討し，市としての考え方を示したうえで公表します。

ただし，賛否のみを記した意見，該当計画等に内容が合致しない意見，住所，氏名等を記していない意見などは，公表しないものとします。なお，類似の意見は，まとめて公表することがあります。また，意見等に対する個別の回答はいたしません。

○問い合わせ・意見の提出先

【水道事業総合計画】

〒756-0092 山陽小野田市新生一丁目8番22号
水道局総務課（☎ 83-4111 / FAX83-4597）

E-mail: suido-soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp

【市立学校適正規模・適正配置基本方針】

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
教育委員会教育総務課（☎ 82-1200 / FAX84-8691）

E-mail: k-soumu@city.sanyo-onoda.lg.jp